

笠置町笠置森島家文書と笠置浜

技師 田中淳一郎

1. 森島家文書の概要

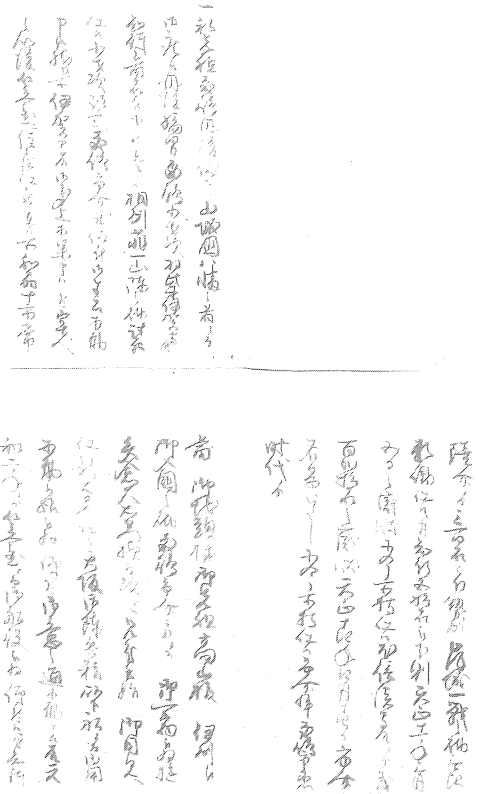
今回紹介する古文書は、笠置町北笠置に住し、江戸時代には藤堂藩の無足人で笠置浜の木津川上荷船を支配していた森島家の文書である。本文書の存在を知ったのは、森島家の縁戚にあたり、現在文書等森島家に伝わった資料を所蔵されている久御山町在住の岩城氏が、文書数点を当館に持参されたことによる。同時期に、笠置町からの依頼で北笠置区の文化財を調査する機会を得たこともあって、その後岩城氏宅を訪れ、森島家文書の全体に接することとなった。

森島家文書は、現在約500点が残されている。内容は、森島家の由緒に関するものと、笠置浜の水運に関するものを中心としている。年代は近世のほぼ全時代にわたり、豊臣秀吉政権期から、明治初年のものまでを含んでいる。これは実は森島家が笠置に居た時期と全く重なっている。現時点では、文書全体の詳細な調査整理は終わっていないが、笠置の近世史を考える上で新しい知見を得るところが多かったので、あえて中間報告として、主な古文書を紹介しておきたい。今後とも調査を続けていく予定であり、全体の紹介は他日を期したい。本稿で使う史料は断わらない限り森島家文書である。

なお、京都府立総合資料館に所蔵されている森島又七郎家文書37点は、当森島家の旧蔵文書のうちから近代の簿冊を中心に流出したものである。

2. 森島家の来歴

まず、森島家の由緒書を見ておこう(写1)。これは、文政9(1826)年に、藤堂藩が無足人の系図を改めたときに差し出したものの控である。



写1 森島家由緒書

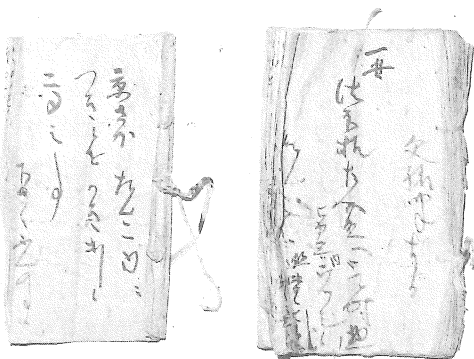
一私先祖森嶋丹後儀者山城国八幡之者ニ而御座候処、丹後嫡男森嶋小才次羽柴伊賀守殿(豆)の知行三百石被下置罷有候処、相州蕪山陣之砌討死仕候、小才次跡式森嶋市介へ被仰附御奉公相勤申候、然ル処伊賀守殿御身上相果申候ニ付牢人之以後笠置ニ住居仕罷在候所、和州市常陸介殿(豆)の三百石被下勢州嶺城一戦之砌無比類働仕候ニ付知行五拾石被下、則天正十一年三月五日之感状于今所持仕、尤信濃守殿(豆)の茂百式拾石之感状天正十四年四月十四日市介名宛ニいたし于今所持仕候、市介(藤)森嶋市之丞時代(高)の、当御地頭様御先祖高(堂)山様伊州江御入国之砌森嶋市介方ニ而御

一宿被為遊、矢倉大右衛門様取次ニ而兄弟共始御目見江仕、兄新右衛門儀者大坂御陣兵糧以下舩ニ而御用相勤候様被為仰付 御意之通相勤申候故、元和二年ノ笠置ニ而御舩役被為仰付候ニ付知行三百石頂裁仕候、市之丞義ハ渡辺勘兵衛殿幕下ニ而冬春兩陣とも罷出候へ共其甲斐茂無御座無足ニ而罷有候、其後笠置ニ而代々無足人ト成相続仕罷有候、

(下略)

その他の由緒書もほぼ同旨である。以下、他の資料も参考にしながら、森島家の北笠置定着の経緯をたどってこよう。

森島家の出自を綴喜郡八幡とすることは、他に資料がなく、また伝承もないとのことであり、断定はできない。小才次、市助が仕えた「羽柴伊賀守」は天正13(1585)年に伊賀上野に入り羽柴姓を与えられた筒井定次のことかと思われるが、年代的に不都合が生じるので記述に疑問なしとしないが、筒井氏に仕えた可能性はあるだろう。しかし、この小才次、市助の代に笠置に移り住んだことは間違いない。文禄4(1595)年の森島分の名寄帳が残り(写2)、笠置とは記されていないが、小字名や「北津」などの表記から、北笠置村のものと判断できるからである。森島家は、16世紀最末期に北笠置に来村したのだが、同様に南笠置村で江戸時代をとおして庄屋を勤めた大倉家も、大和の十市氏の家来であった



写2 森島分名寄帳

が天正14(1586)年に南笠置村に来たとい^(注2)う。このように南北両笠置村において、江戸時代に庄屋、船手支配を勤めた両家が、ほぼ同時期に笠置に移住してくることは注目される。南山城における中世から近世への移行にともなう村落内有力者の交替の例の一つである。また、ともに十市氏との関係を強調するのは、笠置から柳生そして大和東部山中を抜けて十市氏の本拠地である十市郡(現橿原市十市付近)とを結ぶ交通が盛んであったことを物語るものである。次のような文書がある。

七拾石 公事人一人 さひ村
五拾石 公事人一人 ひら松
一人ミのゝ庄

以上百廿石 信濃守

天正十四年十一月十四日 巨味(花押)
森嶋市介殿

「さひ村」は佐味村(現磯城郡田原本町)、「ひら松」は平松村(現奈良市)、「ミのゝ庄」は美濃庄(現大和郡山市)と推定され、森島市助に対して大和国内に所領が与えられていたようである。

また市助については、

「未歳歳米之事 森市助方

(黒印) 皆済

右御算用指引違相済如此之所也

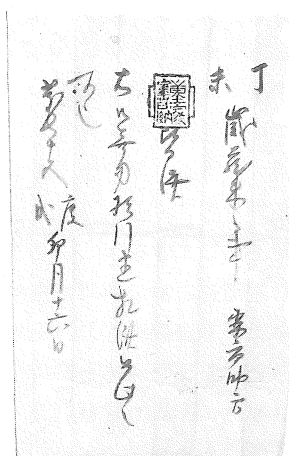
慶長十五 庚戌 卯月十六日

という史料(写3)も残されていて、徳川家康政権期には、幕府領の役を勤めていたことが知られる。

市助の子の新右衛門は、慶長19(1614)年、元和元(1615)年の大坂冬、夏の陣に際して兵糧輸送に功があったということで、翌元和2年に「笠置ニ而御舟役」を仰せつかっている。藤堂藩の記録である『宗国史』の「功臣年表」には

笠置郷士森島新右衛門 元和二年賜三百石 二子分嗣

とあり、「森島家由緒書」の記述を裏づけている。藤堂藩が笠置等の山城国内に領地を与



写3 蔵米皆済状

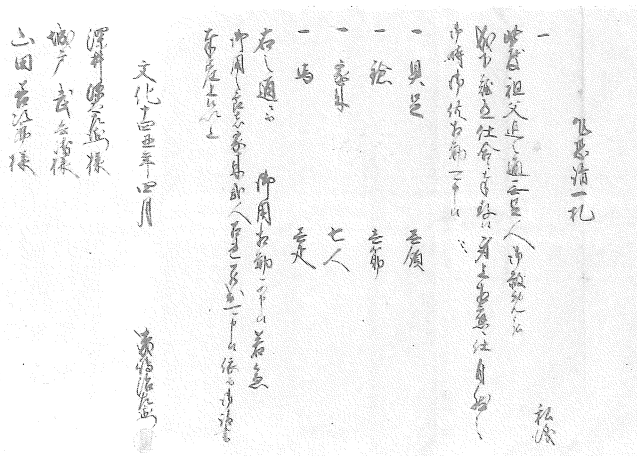
えられるのは、元和5年のことであるが、それに先だって伊賀国から京、大坂への路を求めて木津川への出口を確保しようとしていたことが知られる点からも興味深い。

新右衛門の弟市之丞は、知行を与えられず、いわゆる「無足人」となった。ここに、森島家は、笠置舟役を勤める新右衛門家と、無足人の市之丞家とが並び立った。新右衛門の孫にあたる雲平が、元禄2（1689）年に藤堂藩の須知主水に差し出した「親類書」によると代々新右衛門を名告る家と、無足人の又七郎家、市助家があることがわかる。市之丞の跡が又七郎、市助と思われる。本森島家文書はこの又七郎家に伝来したものである。のちには治左衛門とも称する。

のちの史料ではあるが、文化14（1817）年に治左衛門家で相続が行なわれたときに、藤堂藩に提出した無足人としての請書が残されているので、引用しておこう（写4）。

乍恐請一札

一 私儀
此度祖父迄之通無足人御赦免被 成下、
難有仕合ニ奉存候、身上相応ニ仕、自然
之御時御供相勤可申候
一具足 壹領
一鎗 壹筋
一家来 七人



写4 無足人請書

一馬 壹疋

右之通ニ而 御用相勤可申候、若急 御用之節者家来式人召連罷出可申候、依而御請書奉差上候、以上

文化十四丑年四月 森嶋治左衛門（印）
深井源太左衛門様
城戸武兵衛様
山田善次郎様

このように、無足人としての装備等が定められていた。なお、現在岩城氏は具足1領も所蔵されている。

さきの、慶長期に活躍した市助には、柳生但馬守宗矩の姪にあたる、柳生嚴勝の娘が嫁いでいることが知られている。^(注3) その縁によって、宗矩の子十兵衛三嚴の書状が残されている。（写5、写6）

為新春之慶」御札殊更如恒例」金壹分給別而幾久被令祝着候」猶期永日候之間」不能具候、恐々頓首

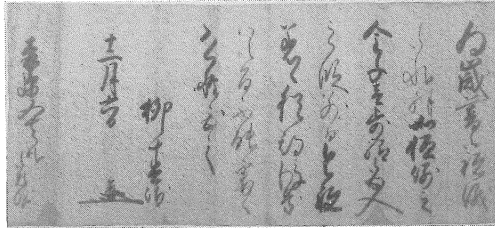
柳生十兵衛

正月十六日 三嚴（花押）
森嶋又七郎様
御返報

為歳暮御祝儀」之御状殊如恒例之」金子壹歩給御念入」之段別而令祝」着候、猶期後御慶」候之間、不能審候」恐惶頓首



写5 柳生三蔵書状



写6 柳生三蔵書状

十二月六日
森嶋又七郎様
御返報

柳 十兵衛
三蔵 (花押)

これらの年末年始の音信礼物に関するあいさつ状の他に、次のような書状も残されていて、柳生家と森島家との親密な関係をうかがわせる。

市之丞殿御果候由」扱々御力落無申計候」其節手前煩散々候て」忘却故以書状も不申」入無音背本意存候」久々申通旧友之儀ニ」候処、別而御残多存候」何事ニ不寄御用等も」候者可被仰聞候、貴様御」事如在ニ不存候、委々」主馬口上ニ申含候、恐々」謹言

柳 十兵衛
今病印判用候 三蔵
七月十二日
森嶋又七郎殿

御宿所

市之丞が死去したときの悔状であり、使者として柳生藩の家老である柳生主馬を弔問に遣わしていることがわかる。

また、森島家のもとでは、柳生喜七郎なる人物が養育されていたようで、写ではあるが柳生但馬守宗矩の書状が伝わっている。

節々之御状令祝着候」喜七郎相果候ニ付而遺物」共送給請取申候、委細」為其旁右平次ヲ指」上セ候口上可申候、其元」

万御異見候て跡之」成立候様ニ頼入候万事」御肝煎之段別而祝」着申候、弥頼存候、猶」右平次可申候、恐々謹言

柳 但馬守

九月二日

判

森嶋市之丞殿

同 又七郎殿

喜七郎がいかなる系譜にあるのかははっきりしないのだが、彼の遺子も笠置に居り、その後見を森島兩人に依頼する文書もある。柳生家も藤堂家と同様に、藩領に出入りする物資の輸送路を求めて、笠置浜と木津川に、橋頭堡を築こうとしたのではないだろうか。

では、次に、木津川最上流の浜として栄えた笠置、とくに北笠置浜の様子を具体的に逐っていこう。

3. 森島家文書にみる笠置浜

まず北笠置村の概略を見ておこう。北笠置村は、村高143石余、家数65軒、人口300人の小村である（『宗国史』）。北笠置区で所蔵される文政12（1829）年の『北笠置村名寄帳』によって、もう少し詳しく階層構成などを考えてみよう。名寄帳による各家ごとの持高を表にしたのが表1である。村の家数は、高を持っているものが80軒で、この他に無高の家があると思われるが、そう多くはないと推測される。高持の80軒でみても、持高1石に満たない層が8割を超えている。成人1人1年に約1石を消費することから推しても、一家で1石以下の持高では、年貢等を納めたりすれば、百姓としての再生産が成り立たないことは明白である。しかも、屋敷地のみを

表1

北笠置村の
階層構成
文政12年

持高(石)	家数	屋敷持
10～15	2	2
5～10	3	3
2～5	0	0
1～2	9	8
0.5～1	13	9
0～0.5	53	38
計	80	60

持ち、田畑を全く保有しない者が19軒ある。

これらのことから、北笠置村は、農業を主たる生業とする村ではないことが知られる。村人の多くは、木津川の水運およびそれに関する陸上運輸、また旅人相手の諸商売に従事していたものと考えられる。

なお、村で最大の持高を有するのは、森島治左衛門で、14.5石を保有している。

次いで、森島家文書のなかから、北笠置の浜の様子がわかる史料を紹介していこう。

江戸時代の木津川には、淀に根拠を置く淀船と、木津川の六か浜の上荷船とが舟航していた。六か浜とは、一口・吐師・木津・加茂・瓶原そして笠置の各浜で、上荷船はその所属する浜からの荷を淀、伏見に積み出す運送にあたったが、他の浜の荷を積むことも、大坂まで行くこともできなかった。これに対して淀船は、木津川各浜から自由に荷物を積み出し、また大坂や淀・伏見で荷物を積み、木津川各浜に下すことができた。このような条件の差異から、淀船と上荷船とは争うようになる。

文化9（1812）年11月の、笠置浜舟改の史料がある（写7）。

文化九申十一月御改

五拾一艘	上荷船
一番御役人持元株	佐助 三艘 善八
金山栄次郎殿	
二番	
大倉藤右衛門殿	源助 三艘 太重郎

（中略）

九番仲ケ間株次郎吉株

木屋弥兵衛殿	水主	彦兵衛
木屋 和助殿	二艘	作兵衛 長次郎

（中略）

十六番

森嶋七郎兵衛殿	三艘	善兵衛 新右衛門 伊助
---------	----	-------------------

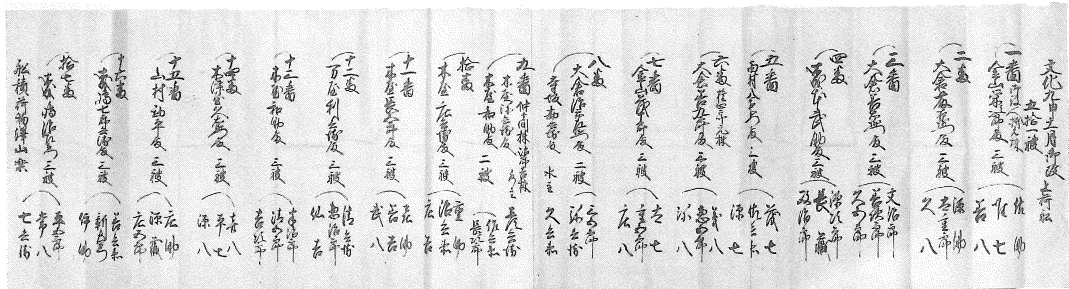
拾七番

森嶋治左衛門	三艘	平五郎 常八 七兵衛
--------	----	------------------

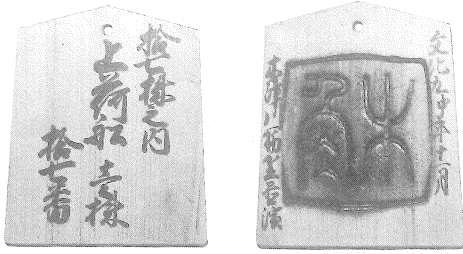
船積荷物沢山衆

文化9年の時点で、笠置浜には17株51艘の上荷船があった。これは、実は淀船中との間で上荷船の減船をめぐる争論があり、その結果としての船改めを行なったのである。しだいに船数を増加させていく六か浜の上荷船に対して、淀船が減船を要求した争論で、淀側の勝訴となり、たとえば木津浜では42艘から32艘への減船が命じられた^(注4)。しかし、笠置浜は藤堂藩の御用を勤める故をもって、1株につき3艘と、従来どおりの船数が認められたのであった。このとき株主にわたされた上荷船鑑札も、岩城氏が所蔵されている（写8）。

また、この史料から、1艘につき水主が1人ずつついていたこと、1株の3艘が2艘と1艘に分化している例があることなどが知られる。



写7 笠置浜上荷船改書



写8 上荷船鑑札

笠置浜は、木津川では淀船や上荷船が溯上可能な最上流の浜であり、ここで荷を馬に積み替えて、さらに上流の伊賀上野や柳生方面に運んだ。そのため、馬持、馬借と呼ばれる陸上運輸業者が笠置に居た。若干の関連文書がある(写9)。

口上之覚

一笠置馬借馬数先年ハ拾五疋之御定ニ御座候処ニ、十八年以前辰ノ年洪水ニ而馬持之内居宅迄流シ馬をも近在へ預ケ馬つかひ不申者御座候ニ付、馬数無少御用相勤兼、其上商人荷物等捌ケ不申迷惑仕候ニ付、辰ノ十一月ニ御願申上候得者馬数十五疋被為仰付候御事

一笠置馬持へ先年ハ兩笠置高ニ而四分通之御用捨米被為成下、其年宿役無滞相勤申候馬数へ割賦頂戴仕難有奉存罷在候、然共次第ニ諸荷物減少仕、馬働ニ而家業無御座候ニ付、馬株之者共より下馬遣候者共へ米壺石五斗ツ、合力仕段々迷惑仕候旨御願申上候得者、十五年以前未年ハ御下行米并御用捨米御増被為成下候

(中略)

一此度馬株之者共御下行米御下行大豆并御用捨米馬持同前ニ私心まゝに割符仕取込候間、前々ハ勘定仕立利足加へ戻シ申様ニと申儀何共合点不參候御事

(中略)

笠置問屋

善四郎(印)

享保十四酉年十一月十一日

浅田金兵衛殿

この年に、問屋と馬借との間で御用捨米、

御下行米の割付勘定をめぐって争いがあったようであるが、当時笠置の馬借の馬数が15疋と定められていたことが知られる。

口上之覚

一往来武士御荷物ハ駄賃銭時ニ御払被遊候ニ付、直ク馬持江相渡シ申候、其外商人荷物之駄賃不残二季払と申義ニ而茂無御座候、段々品御座候塩札割符之儀茂私心まゝニハ不仕候、此儀茂当駅斗ニ限たる義ニ而茂無御座候、これ又段々様子御座候御事

右之通唯今之馬株之者何之訳茂不存候故と奉存候、商人荷物駄賃差引之義当駅ニ限たる事ニ而茂無御座候、外駅へ茂品ニハ指講申義も御座候、殊ニ大和筋ハ出候綿荷物等ハとり訳様子有之儀ニ付駄賃銀も当座払ニ而者無御座候、下馬遣ひ候者共ハ先年ハ馬持相勤申者多ク御座候ニ付委細之訳能存居可申候間、御吟味被成候ハ、明白ニ相知れ申様ニ奉存候、猶又口上ニ申上候通少茂相違無御座候、以上

笠置問屋

善四郎(印)

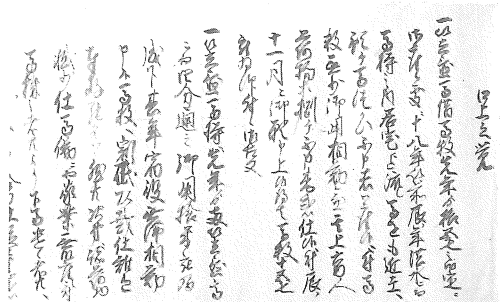
享保十五年三月廿二日

浅田金兵衛殿

という史料もあり、武士荷物のほか、大和方面からの綿を運ぶことが、馬持の大きな仕事であった。

時代は下るが、柳生方面への運送に関して次の史料がある。

事済一札



写9 笠置問屋口上書

一貴殿式拾年以来、南山中行荷物御請払被成候所、柳生江送荷物抜荷間違之義有之候ニ付、帳面御改被下候様間屋方へ段々相頼候処、右年号古キ帳面ハ御座相無軟様北森嶋治左衛門殿被仰下候得共不相濟段申候所、則治左衛門殿御挨拶被下、此度錢五拾貫文中間へ御渡ニ被下、慥ニ請取申候、右之五拾貫文ニテ抜荷間違之所、為相濟申候、是迄之所ハ以後申分無御座候、此後老固ニても沙汰なしニ御請払被成候得者、北問屋江相断荷物滞中ニテ馬借中間へ預り請払急度差留メ可申候、為後日依而證文如件

笠置馬借

享和三年 下馬惣代
 亥七月 惣 八
 庄三郎
 久 八
 茂 八
 宇 助

馬借問屋

大矢善四郎

山中行荷物請払人

油屋 庄三郎殿

北笠置村

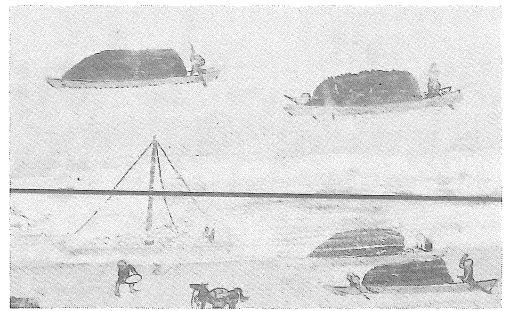
挨拶人

森嶋治左衛門殿

つまり、20年来柳生へ荷物を送り請け払いを油屋が行なってきたが、抜荷があるのではないかと問題になり帳面を改められることになったが、森島家の仲介で錢50貫文を馬借中間へ払うことで落ち着いたというのである。

笠置の馬借については、史料も少なく具体的な姿を明らかにするには至っていない。ましてや中世の馬借集団とのつながりなど、皆目わからない。

笠置浜から積み出す荷物の中心は、木柴であった。木柴は、笠置村のものだけでなく、上流大河原村や、大和国添上郡東山中の邑地村や奥ヶ原村の木柴を集めた飛鳥路村からの



写10 木津川を行く柴船

木津町 岡田国神社蔵絵馬(部分)

ものも、すべて笠置浜に集められ、淀船や上荷船に積みかえて木津川を下った。大河原村までは、木柴を積む高瀬船が舟航していたが笠置浜で積みかえなければならなかった。このため、荷が多いときなど、笠置浜で待たされることになり、たびたび木柴直積をめぐって上流村々と笠置との間で争論が起きている。その史料は『笠置町史資料第1集 笠置の木柴屋に関する古文書』に収められている。^(注5)

ここでは、森島家文書のうちから、次の2点を紹介しておく。

1つは 伊賀上野城下の小田浜まで高瀬船を通船したときのものである。

笠置村為取替證書

一此度伊州長田川筋小田浜ハ城州笠置浜迄川長五里之間高瀬通船再興候ニ付、宿益差支之有無御駈合申候処、其御村方茶屋旅籠屋店売等往還稼之面々難渋差支之旨ニ付、右為余内銀七百五拾目宛年々六月十一月両度ニ無相違相渡可申候、猶又右通船成就之上往来相増諸荷物多出、宿場諸向及繁昌候様之趣ニテ候得共、若宿方衰微差支ニ茂及候ハ、此上余内如何様共相増相渡可申規定之処、相違無之候事一高瀬船ハ上荷船江旅人者勿論諸荷物直積替之儀難斗、左様ニ相成候而者浜法崩、甚差支相成候ニ付、旅人直乗替諸荷物直積仕来通内儀定致候様船乗共江申付置候事

一大川原高瀬船乗場ハ笠置迄川筋石切川渡

之義相止度之旨被申立候処、此儀有形水戸之儘ニ而石切川浚普請等先不及手入候得共、荒川之儀故出石等有之船水戸塞り候様之儀出来之節者通船ニ致難渋候間、其時々取繕之儀、御領主表并土砂留御役方江御届之上取斗可申候事

一高瀬船乗人之儀者船番所ノ切手相渡為致乗船、無切手之もの共を水主共ノ猥ニ為乗候儀、為致申間敷候事

(下略)

この史料は、文化7(1810)年11月に、高瀬船の伊賀上野までの通船が再興されたときに、角倉役所内の役人の取り扱いによる示談で、笠置浜と高瀬船方とが取り交わした証文の一部である。第1項によれば、上野まで通船するために、笠置の茶屋・旅籠屋・店売などの「往還稼」が衰微するので、その補償として毎年銀1貫500匁が笠置村に支払われることになっている。第3項では大川原笠置間の通路の安全のために取繕うことが記され、第4項では、高瀬船の乗客は、船番所からの切手を持ち乗船することが定められている。このことから、笠置浜に木津川の船番所が置かれていたことが知られるが、その職務などについてはわかっていない。淀川筋の船番所の例から推すと、船切手、すなわち船の積荷の許可証を改め、積荷と照合することを主たる職掌としていたものと思われる。

もう1つは、笠置の上流大河原村と田山、高尾、野殿などの村々を領知としていた柳生藩が、御手船として大河原村から直接に淀・伏見へ二十石船10艘を通船し、領内の年貢米や木柴を積み出すことを企図したことがあった。天保3(1832)年3月のことである。これに対して、笠置だけでなく木津川六か浜は、次のように言っている。

一当浜々之義者、御田地無数往古ノ舟稼而已渡世ニ御座候処、六ヶ浜共舟数相極り罷有、御城米舟積之義者不及申御諸衆様方御通行万端御役船其外諸御用右六ヶ浜



写11 笠置庄絵図(部分) 個人蔵

船割を以相勤罷有候義ニ御座候間、既ニ先年浜々舟増減之義ニ付彼是故障出来、御支配様江御苦勞奉掛候程之義ニ御座候得ハ、右躰新規之通船出来候而者私共浜々稼方相減、忽衰微および前段諸御用向も難相勤様成行と申者奉恐入、甚歎ケ敷奉存候、且又木津川筋川上者高瀬船有之上荷舟者笠置浜字獅々ケ口と申所ノ川上江登り候義者先規ノ決而出来不申仕格ニ御座候、然ル処先年笠置村之者右獅々ケ口ノ少し上手ニ而所持之山林伐採候節上荷舟ニ而笠置浜ニて積取候処、高瀬舟ノ彼是申出上荷船之義ハ獅々ケ口ノ川上江登セ候義ハ先規ノ不相成処、自分之山林木柴与者乍申、仕格之崩しニ成候間、相済不申、依而公訴ニ可仕旨申掛候ニ付、段々佗言仕仲人も差加へ出銀事済仕候義と御座候得ハ、上荷舟獅々ケ口ノ川上江登セ候而者自然笠置浜舟働薄相成、村方難渋ニおよび候故、先規ノ右之浜法ニ御座候処、此度申立有之候御手船大河原村ノ淀伏見江直通り仕候而者数年来之規定相崩し是以差支難渋仕、将又笠置、加茂両浜船持共之内ニハ木柴売買并問屋諸荷物浜揚等之働、其外往来之旅人を引請店商ひ等も仕助成ニ御座候処、自然往還筋通行之旅人も大河原村ノ乗船仕候様相成候而者地方ニおいても甚差支難渋仕候義御座候、既ニ近年笠置村と南北大河原村

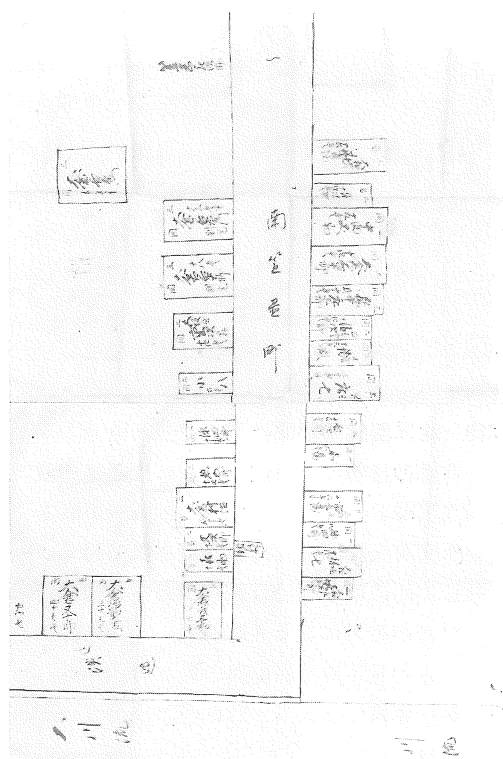
飛鳥路村直船積出入相成、直積之義ハ右大河原村飛鳥路村三ヶ村の木柴限り笠置浜より川原出荷物と唱淀廿石船私共浜々上荷船ニ而直積送り罷有候処、外村々々是迄笠置江差出候木柴をも買取右三ヶ村木柴ニ仕河原出直積仕候故軟笠置江出候木柴年々ニ相減甚難渋仕罷有、右之通之義ニ而此度新規御手船出来候而者船方ハ勿論地方迎も必至ニ差支難渋仕、自然渡世ニ離レ可及渴命程之義も出来、就中而笠置亡所^(醫)および可申与一統歎敷奉存候間、宜御堅慮被成下、何分新規之義者御間届不被成下候様偏ニ奉願上候、此段御間届被成下候ハ、広太之御慈悲与一統難有可奉存候、以上

木津川筋上荷船は、笠置浜獅子ヶ口(写11の鹿ヶ淵か)より上流には上らないと決まっている。御手船とはいえ川上へ上荷船が航行するようになると、木柴は伏見・淀へ直通となり、旅人も大河原村の浜から乗船するため、笠置浜が難渋し、亡所となるので、この新規の通船はやめてほしいと、六か浜の惣代から角倉・木村へ訴え出たのである。

この訴えの結果はわからないが、笠置浜での積み替えをなくして、流通の迅速性と経済性を主張する上流諸浜と、旧来の権益を固守しようとする六か浜、ことにその中でも最上流に位置する笠置浜との争いは、木津川が京・大坂といった大消費地に直結しているだけに厳しいものがあったことをうかがわせる。

笠置浜の具体的な姿を見ておこう。

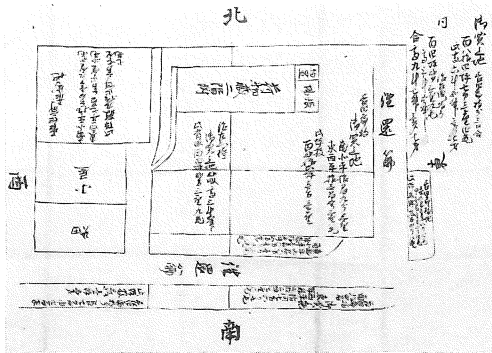
南笠置町の町並を示した絵図(写12)が残されている。それによると往還沿いに、間口2間で奥行4～5間の家が軒を接して並んでいたことがわかる。浜に近い場所には、間口5間の大倉治郎左衛門と間口4間の大倉又十郎の屋敷があった。北笠置も、明治6(1873)年の「地籍図写」によれば、現在の国道163号線の北側に同じく間口2間ほどの家並が続いていた。街道が北に折れ有市へと山越えをする



写12 南笠置町絵図

が、その角のところの間屋場があった。面積は188坪ほどで、蔵と帳場を備えていた。もとは森島治左衛門と大矢善四郎の持地であったが、文政8(1825)年に、藤堂藩が買い上げている。

売上申地所并建物之事		
一間屋場地面		貳ヶ所
但浜先道南地面共		
御高六斗貳升壹勺七才		
代銀貳貫四百目		右善四郎持
/		
一間屋荷蔵	梁行三間 桁行九間半	壹ヶ所
但シ二階并底附兩便所共		
一同帳場	梁行三間 桁行壹間半	壹ヶ所
但底附		
二口	代銀五貫五百目	右同人持
一間屋場江貸渡置候地面		壹ヶ所
御高三斗五升		
代銀壹貫目		右治左衛門持
/		



写13 北笠置浜間屋場絵図

右地面建物共相改別紙墨引一枚差上申候
(下略)

という文書と絵図(写13)が残されている。

最後に船にはどういう装備があったのか、
次の史料が参考になる(写14)。

- | | | | |
|-----------|--------------|--|--|
| 覚 | | | |
| 一船 壹艘 | | | |
| 并 | | | |
| 碇 壹挺 | 水皿 表とも 壹式 | | |
| あらひいた 壹枚 | かい 三本 | | |
| (樽) ろふ 壹丁 | とまむしろ 一式 | | |
| (帆) ほふ 壹組 | はつを 壹すじ | | |
| | (水縄) ミなわ 壹すじ | | |
| 火床 | 鍋釜 | | |
| 大もやい | 常もやひ | | |

- | | |
|---------|-------|
| 鍋すへ | 両前ひつ |
| | ひつ |
| あらかへ | 茶碗箱 |
| あま | かし棒 |
| (帆) ほふ台 | せひにざる |

ノ代五百匁

此金六両貳分

八十三匁三分かへ

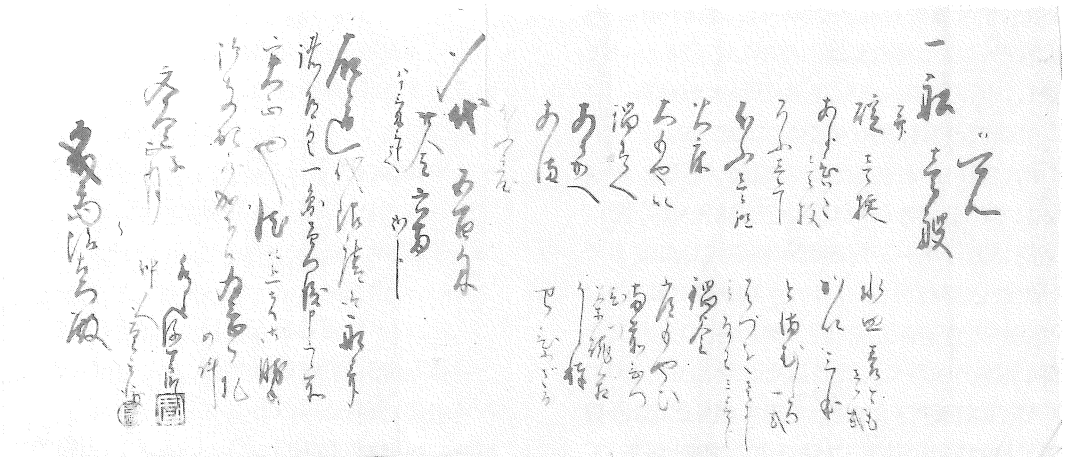
右之通代銀請取船并諸道具一円売渡申上
候所実正也、然ル上者御勝手ニ御支配被
成下候、為念一札如件

文久三子正月 水主 弥十郎(印)
仲人 重兵衛(印)

森嶋治左衛門殿

この史料は、文久3(1863、亥)年か4年
ここに水主の弥十郎が船1艘を道具とともに森嶋
家へ売り渡したときの、代銀請取証文であ
る。帆を備えた和船の装備であることから、
上荷船のものと考えられる。笠置から淀まで
の往復に1昼夜以上を要するために、火床や
鍋釜、茶碗箱まで積んでいたことがわかり、
水運に従事する人々の生活の一端を物語って
くれる。さきにみた文化9年の改では、森島
家の持ち船は3艘だったが、その後このよう
にして船を集めていったのだろう。

なお、笠置には、南と北を結ぶ渡し船が
あり、南は柳生方面、北からは東に伊賀・伊勢



写14 船代銀請取証文

方面へ向かう要衝として、多くの旅人で賑わったようだ。また、草畑集落とその川向かいにあった五軒家集落とを結ぶ渡し船も、利用されていた。

4. 近代の森島家－むすびに代えて－

以上笠置浜の江戸時代の水運の様相を、森島家文書を使ってみてきたが、現在からは想像もできないほどに、笠置浜がたくさん船と人で賑わっていたことがわかってきた。おわりに、近代の推移を概観して、むすびに代えたい。

幕末、慶応3（1867）年10月の、次のような史料がある。

為取替證書

一此度城州大河原村近在山方公儀御用石炭出候ニ付、右石炭ニ限新高瀬三艘御造大川原公儀笠置浜迄御積下シニ相成候付、
(笠置)
当宿問屋ニ而請払可仕旨、去月 志水龍助様公儀笠置宿問屋善四郎江被仰聞候趣、承知仕候、

（下略）

すなわち、大河原村近郊で掘り出す「公儀」＝幕府御用の石炭を、新に高瀬船を造つて、笠置浜へ積みおろす旨が仰せ付けられ、これを承知したというのである。「石炭」とは垂炭のことかと思われるが、幕末期に幕府御用の石炭を、木津川を使って運んでいたとは、興味ひかれるものがある。

明治維新によって、江戸時代の株制度も廃止となり、木津川水運においても、六か浜や淀船による独占がくずれ、自由営業となった。

森島家は、明治5（1872）年7月に、当主又七郎が北笠置村の戸長に申し付けられた。維新政府下でも名家としての地位を保っていた。

木津川水運のほうは、明治15（1882）年に笠置浜の船持16名－人数から推して旧来の船株主の系譜を引く者であろうが－の連名で、「諸荷物運漕請負証書」を得意先に出してい

る。これは、近頃「水主共往々生意気ニ流れ自由之権利ヲ唱へ次第ニ不取締相成、自ラ荷物延着或ハ過積危険之場合も有之」状況であるが、今後は船持の責任で滞りなく運漕することを請け負ったものである。あたかも自由民権運動の盛んななか、水主までも「自由之権利」を唱えていたことが知られる。もちろん、この「自由」は「ほしいままにする」という意味で使われているのだが。

このようにして水運維持の努力は続けられるのだが、明治20年頃に、北笠置の森島家、南笠置の大倉家ともに笠置を離れてしまう。木津川水運も、明治31（1898）年の関西鉄道の全面開通によって、船から鉄道へとその地位をとって代わられ、しだいに衰退していくのである。^(注7)

笠置浜の水運の盛衰は、森島・大倉両家の盛衰とともにあったと言えるかもしれない。

（注1） 名寄帳にていて、今回は検討なし得なかったが、表紙に「京さほ たんて内ニつき候を かき出し候高之事、下さくふんの事也」とあり、注目される。詳細な紹介は後日を期したい。

（注2） 「大倉家由緒書」（笠置町教育委員会『笠置町史資料第2集』所収、1985）

（注3） 『玉英拾遺』所収柳生系図等

（注4） 「木津川筋無株船一件につき書付」（木津町『木津町史史料篇Ⅱ』所収、1986）

（注5） 笠置町教育委員会、1981

（注6） 北笠置区所蔵

（注7） 『木津町史史料篇Ⅲ』近・現代編 5、交通・通信・建設の項参照